

茶業及びお茶の文化の振興に関する 基本方針有識者検討会について

1 目 的

平成 23 年 4 月に「お茶の振興に関する法律」(平成 23 年法律第 21 号。以下「法」という。)が施行され、法第 2 条第 1 項に基づき、「茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)を策定したところ。

現行基本方針は令和 2 年 4 月に策定されているが、茶業をとりまく情勢が変化する中、令和 6 年 6 月に改正された食料・農業・農村基本法(平成 11 年法律第 106 号)に基づく食料・農業・農村基本計画の見直しに合わせ、基本方針についても令和 6 年度末を目途に見直しを行うこととしており、これについて茶業に関する有識者に意見を聴取するもの。

2 基本方針において定める事項(法第 2 条第 2 項)

- (1) 茶業及びお茶の文化の振興の意義及び基本的な方向に関する事項
- (2) お茶の需要の長期見通しに即した生産量その他の茶業の振興の目標に関する事項
- (3) 茶業の振興のための施策に関する事項
- (4) お茶の文化の振興のための施策に関する事項
- (5) その他茶業及びお茶の文化の振興に関し必要な事項